

橋本市

舗装個別施設計画

令和6年4月

橋本市 建設部 都市整備課

## § 1. はじめに

### 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、平成25年11月に国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして平成28年3月に「橋本市公共施設等総合管理計画 基本方針編」を策定しました。

本計画は、本市の総合計画に示される施策を踏まえつつ、基本方針編に基づき、道路舗装における修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。

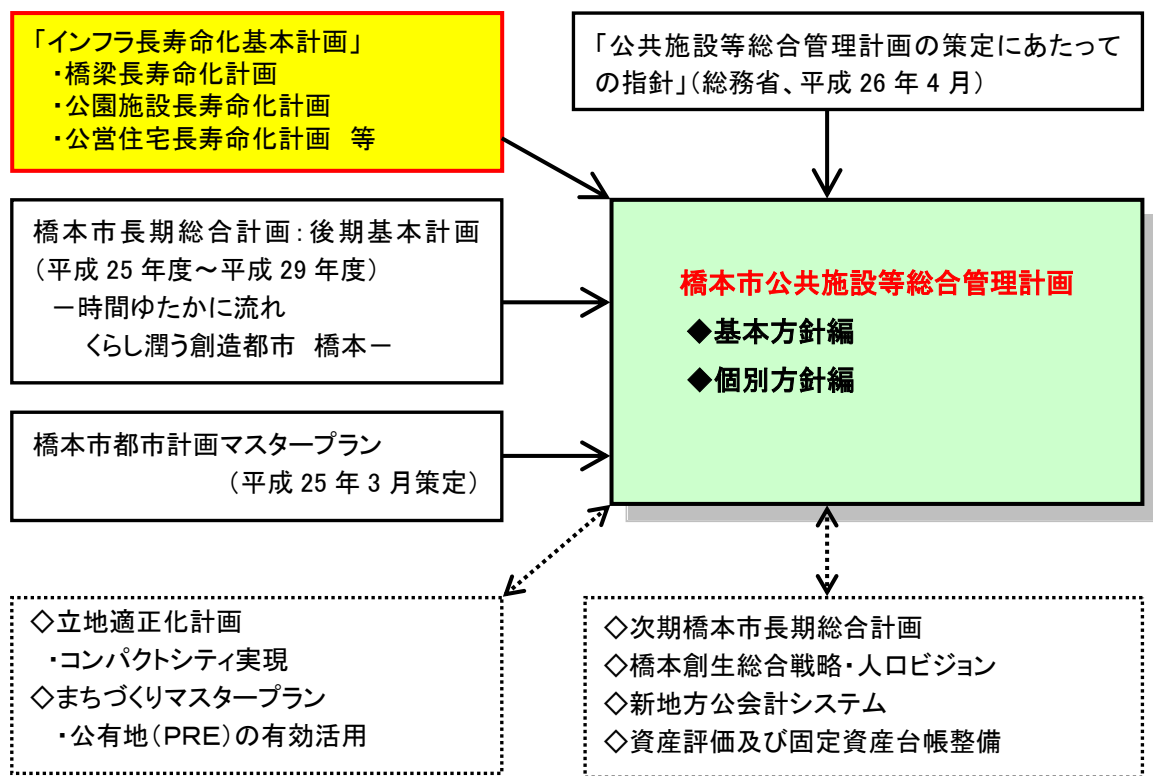


図1-1 橋本市公共施設等総合管理計画の位置づけ

#### ① 対象施設

本計画の対象とする道路舗装は、橋本市が管理する道路法第三条第四項に規定する市町村道とします。

#### ② 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、道路舗装の状態は、交通量、材質劣化等によって変化することから、巡視等の結果により、適宜、計画を更新するものとします。

## § 2. 舗装の現状と課題

### 2.1 管理道路の現状

#### (1)管理延長と舗装延長 (R4.3時点)

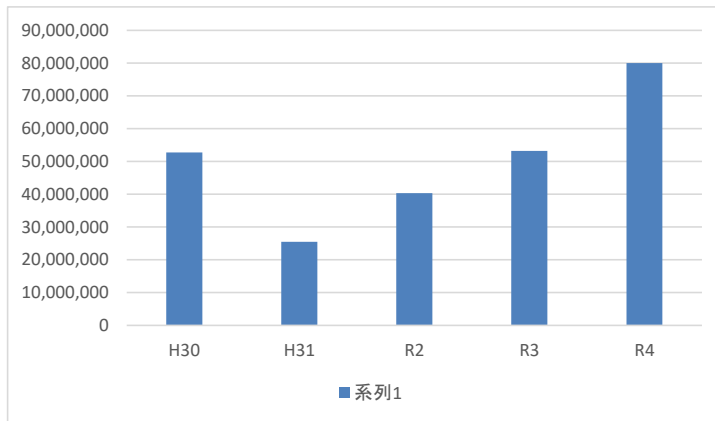
道路区分	管理延長	舗装延長		舗装率
		As舗装	Co舗装	
1級市道	71.928km	55.313km	13.855km	96.16%
2級市道	62.376km	22.186km	27.634km	79.87%
その他市道	579.515km	325.030km	142.835km	80.73%
計	713.819km	402.529km	184.324km	82.21%

### 2.2 舗装修繕費の現状

橋本市の財政状況悪化とともに、道路予算においても減少の一途を辿っておりますが、道路予算のうち舗装修繕費は平成26年度から社会資本総合交付金事業の執行により増加傾向にありました。

平成30年度は、橋本市民病院へのアクセス道にかかる緊急修繕があり事業費が膨らんでいますが、同時に同年より市単独事業について、公共施設等適正管理推進事業債を活用した舗装事業を執行しているため、平成31年度は減少した様に見えて、前述の緊急修繕を除いた額からの比較では増加が続いています。

加えて、平成28年度から令和2年度まで実施していた財政健全化計画の効果により、市の財政状況が目標値を上回る回復を遂げたこともあり、令和5年度の舗装修繕費はさらに増加する見込みとなっております。



### 2.3 舗装の現状

橋本市が管理する市道713kmのうち、幹線道路および市重要路線L=290kmについては、平成25年度に路面性状調査を実施しています。

この調査で約9%（約25.5km）の道路で修繕が必要と判断されました。

調査の結果を基に、補助事業による修繕を平成26年度から継続して実施しています。

なお、この路面性状調査を実施した箇所は市道全路線の一部ですが、それ以外の市道についても集落内の生活道路として修繕が必要な箇所もあります。

その部分については、職員によるパトロール等の点検や地元住民からの通報連絡により、必要に応じた修繕等を行っています。

### § 3. 舗装の維持管理の基本的な考え方

#### 3.1 舗装管理の基本方針

舗装の個別施設計画の策定にあたっては、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト削減を目指す。

#### 3.2 管理道路の分類（グループ分け）

大型車交通量、路線の重要度等を踏まえ分類。

分類	対象道路
分類Cの道路	1級市道、2級市道
分類Dの道路	上記以外の市道

#### 3.3 管理基準

MCI（0.0～5.0未満）を舗装補修対象とする。

※MCIとは、路面の評価（維持管理指数）のこと。

評価区間毎に算出した『ひび割れ率』『わだち掘れ量』および『平坦性』を計算式に代入して総合的に路面の評価をすること。

#### 3.4 点検方法・点検頻度

	点検方法	点検頻度
分類Cの道路	目視点検	1年に1度、巡視の機会を通じた路面性状把握
分類Dの道路	目視点検	1年に1度、巡視の機会を通じた路面性状把握

#### 3.5 使用目標年数（分類Bの道路）

該当なし

## § 4. 計画期間

### 4.1 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は5年とする。

## § 5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

### 5.1 優先順位の決定方法

舗装の損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定する。

## § 6. 舗装の状態、対策内容、実施期間

### 6.1 診断結果

平成25年度に点検した290kmの診断結果は以下のとおり。

(単位：km)

	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ		
				Ⅲ-1	Ⅲ-2
分類Cの道路	95.842	26.550	10.350		
分類Dの道路	72.683	69.370	15.205		

区分Ⅰ（健全—損傷レベル小）

区分Ⅱ（表層機能保持段階—損傷レベル中）

区分Ⅲ（補修段階—損傷レベル大）

### 6.2 対策内容と実施時期

路面性状調査完了箇所については、調査結果に基づいて舗装の修繕が効率的に実施されるように、その損傷に最も適した対策や時期を決定します。

また、今後も巡視による路面状況の把握を行いながら必要に応じて事業を導入し、引き続き修繕を行っていきます。



# 舗装の個別施設計画 位置図

